

世田谷区告示第294号

世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11月世田谷区条例第14号）第14条に規定する保険料の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 株式会社NTTデータ
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (2) 名称 株式会社しんきん情報サービス
所在地 東京都港区港南一丁目8番27号
- (3) 名称 ビリングシステム株式会社
所在地 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
- (4) 名称 KDDI株式会社
所在地 東京都港区高輪2丁目21番1号
- (5) 名称 株式会社NTTドコモ
所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
- (6) 名称 株式会社みずほ銀行
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
- (7) 名称 楽天ペイメント株式会社
所在地 東京都港区港南二丁目16番5号

2 委託した歳入等

国民健康保険料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（株式会社みずほ銀行にあっては、令和8年4月1日から同年4月30日まで）